

(定期試験受験の資格)

第7条 定期試験は、次の各号に抵触する者以外に受験させる。

- ①原則として、その学期中に当該学科目の欠課時間数が、受講すべき時間数の3分の1を越えた者。
- ②当該学科目担任が、受験の資格がないと認めた者。
- ③学生証不携帯の者。(注2)

(採点)

第8条 採点は次の各号に定める基準により行うものとする。

- ①入学試験の採点は、その都度校長がこれを定める。
- ②各学科目は100点満点とし、昼間部60点以上、夜間部50点以上を合格点とする。
- ③実験実習、製図およびIT、CAD等は原則として試験を行わず、レポート、および与えた課題の評価は別表1に定める。ただし、課題等の未提出については合格点を与えることができない。(注3)
- ④実験実習、製図およびIT、CAD等以外の学科目については、20点以内を平常点とすることができる。この場合、試験成績は80点満点とする。(別表1)
- ⑤実習実験においては60点以内を実技の平常点、40点以内をレポート点にすることもできる。
- ⑥各科目の成績は0点以上100点以下の整数で表す。

(成績集計)

第9条 試験等の成績集計は、次の各号に定める基準により行うものとする。

- ①中間試験の成績と期末試験の成績の平均点を期末の成績とする。(注4)
- ②中間試験または期末試験のみ実施した場合、その点数をその期末の成績とする。
- ③中間試験欠点・期末試験欠点または期末試験未受験のいずれかに該当する者が、期末追試験を受験した場合、昼間部は60点を越えた時60点、夜間部は50点を越えた時50点とする。なお、60点、50点にそれぞれ満たない場合は前点数と比較し高点のものをその点数とする。
- ④前期末の成績と後期末の成績の平均点を、その学年の成績とする。
- ⑤前各号の平均点は、小数第1位まで求め、四捨五入したものをいう。
- ⑥成績調査書の平均欄には、各期および学年の全学科目の総点数を科目数で除し、小数第1位まで求め、四捨五入した点数を記入する。
- ⑦前各号に基づき成績は点数で表すが、成績証明関係は、別表2の基準に従い表記する。ただし保護者への報告は点数表記とする。